

上富田町学校給食センター調理等業務委託事業募集要項

I. 事業の目的及び募集の趣旨

上富田町学校給食センター調理関連業務（調理業務、配送業務、洗浄、ゴミ・残渣処理業務、施設清掃・点検業務等）について効率的な事業運営を行うため、民間事業者へ委託する。事業者の選定に当たって、

1. 学校給食は学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 2 条に掲げる次の 7 つの目標をふまえ、教育の一環として実施することが求められていること。
 - ①適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
 - ②日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
 - ③学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
 - ④食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
 - ⑤食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
 - ⑥我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
 - ⑦食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。
2. 発育段階にある児童・生徒を対象としているため、極めて高度な安全衛生管理が求められること。
3. 限られた時間内に必要食数を調理する確実な業務能力が求められること。
4. 学校給食の中断が生じない安定した業務遂行能力が求められること。

以上のことから、資力、信用、経験、学校給食への理解等を備えた事業者を選定することが必要となる。

そうしたことから、事業者は、上富田町の条件に合う形でプロポーザル方式により選定するものとし、当該プロポーザルに係る参加資格者は、「応募資格審査申請書」により町が定める「応募事業者の要件等」を満たしていると認められる事業者に限るものとする。

この募集要項は、上富田町学校給食センター調理等業務委託事業（以下「本委託事業」という。）に係る募集に関して必要な事項を定める。

Ⅱ．業務委託の概要

1．事業名称 上富田町学校給食センター調理等業務委託事業

2．施設の名称等

名 称	上富田町学校給食センター
所 在 地	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来 3871-16
建 物 構 造	鉄骨造平屋建 1,274 m ²
業 務 の 内 容	学校給食（下記 3．業務内容による）
対 象 学 校 数	小学校 5 校 中学校 1 校
調 理 食 数	約 1,500 食/日
調 理 施 設	H A C C P 対応施設 ドライシステム採用によるオール電化厨房 厨房処理能力 1,500 食/日

3．業務内容

（1）検収食材運搬業務

（2）調理業務

（3）配缶業務

（4）配送・回収等業務

（朝来小学校・生馬小学校・岩田小学校・岡小学校・市ノ瀬小学校・上富田中学校
への食器・食缶の配送・回収）

（5）食器、食缶、コンテナ等の洗浄・消毒・保管業務

（6）残菜及び厨芥の処理

（7）衛生管理業務、施設・設備等の日常の清掃及び点検管理業務

（8）前各号に付帯する業務

【参考】本委託業務に含まれない主な業務は、次のとおりとする。

- ・献立作成業務
- ・食材調達業務
- ・給食費徴収等業務

4．事業期間及び基本給食実施日数

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 7 月 31 日までとする。

基本給食実施日数は年間 200 日（程度）とする。

ただし、三季（春・夏・冬）休業中には清掃、研修及び給食開始準備等を行うものとし、

それに要する日数は 200 日には含まない。

5. 食 数

1 日あたりの基本食数は、小学校約 1,000 食、中学校約 500 食の計約 1,500 食とする。
(食数には、児童・生徒及び教職員を含む)

6. 業務委託料

業務委託費の上限額を 63,000 千円／年額（10%税込）としてご提案ください。

委託費は、年間委託料を 12 で除した額を毎月支払います。

ただし、令和 12 年度分（令和 12 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日まで）の上限額は 21,000 千円（10%税込）とします。

Ⅲ. 応募事業者の条件等

1. 応募資格

(1) 応募事業者の備えるべき要件

- ① 資本金が 1,000 万円以上であること。
- ② 従業員が 100 人以上であること。
- ③ 文部科学省「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づく十分な調理業務受託経験を有すること。具体的には、1 つの学校給食共同調理施設において、1 日あたり食数 750 食以上の学校給食の受託実績を通年 5 年以上有しており、かつ、集団給食施設での調理業務契約を現在も継続して締結していること。
- ④ 上富田町学校給食センターとの連絡・調整が速やかに行える体制が本委託事業の契約締結日までに整備されていること。
- ⑤ 製造物責任法に基づく生産物賠償責任保険に加入していること。
- ⑥ 過去 3 年間に学校給食業務において食品衛生法の営業停止等の処分を受けていないこと。
- ⑦ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑧ 調理に従事する者については、栄養士資格を有し、かつ、集団給食業務において 3 年以上の勤務経験を有する者を少なくとも 1 名、調理師の資格を取得後、学校調理業務に 3 年以上従事した経験者を少なくとも 1 名、それぞれ常勤者として調理業務に従事させること。
- ⑨ 上記の常勤者以外に、給食調理業務を総括する責任者を常勤者として配置すること。
- ⑩ 従業員に対し、安全・衛生教育が徹底され、かつ、「学校給食衛生管理の基準」、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいた衛生管理マニュアルを自社において確立し、これに基づき調理業務を行っていること。

- ⑪ 業務の履行が継続できなくなった場合、代行保証人として業務契約を継続して行うことのできる資格要件を有する事業者があること。
- ⑫ 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)において、次の各号いずれにも該当しないこと。
 - 1. 第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)
 - 2. 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与
 - 3. 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用
 - 4. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力、若しくは関与
 - 5. 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する
- ⑬ 申請において、虚偽の記載があったときは、プロポーザル参加資格を認めず、また、入札参加資格若しくは選考結果を取り消すことがあります。

(2) 応募資格の確認基準日

応募事業者の資格の確認は、令和8年9月25日を基準とする。ただし、令和8年9月25日以降から、受託事業者決定までに、応募者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

2. 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募事業者は、「応募資格審査申請書」の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 応募費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。

(3) 提出書類の取り扱い

提出された書類については、変更できないものとし、返却を行わないこととする。

(4) 資料の取り扱い

町が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、町の下承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

(5) 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

- ① 応募資格審査申請書の提出時から受託事業者決定までの期間に、応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- ② 同一事項に対し、複数の書類が提出された場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

④ 著しく信義に反する行為があった場合

(6) その他

応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知する。

IV. 提出書類

提案書の提出にあたっては、下記の書類（「応募資格審査申請書」）を教育委員会教育長宛の鑑を付けて提出すること。

なお、教育委員会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めます。

- ① 調理等業務委託提案書…様式 1
- ② 会社概要（会社の概要が明確に示されたパンフレット等）
- ③ 登記事項証明書（申請日から 3 ヶ月以内に発行したものに限る）
- ④ 印鑑証明書（申請日から 3 ヶ月以内に発行したものに限る）
- ⑤ 他地区における学校給食の実施状況が分かる書類
- ⑥ 申告所得税、法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書
- ⑦ 生産物賠償責任保険に加入していることを証する書類
- ⑧ 食品衛生法にかかる誓約書（過去 3 年間に食中毒事故による営業停止等の処分を受けていないことを証明する書類）…様式 2
- ⑨ 管理衛生マニュアル
- ⑩ 履行証明書…様式 3
- ⑪ 誓約書（申請者及び代行保証人に関するもので、上富田町暴力団排除条例に関するもの）…様式 4
- ⑫ 調理等業務委託見積書（消費税込みのもの）

*留意事項

- ア 提出された書類の内容を変更することはできません。
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合及び記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合は失格とします。
- ウ 2 種類以上の申請はできません。
- エ 提出書類は返却いたしません。
- オ 申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とします。
- カ 提案書類等の著作権は、参加申込者に帰属するものとします。ただし、教育委員会は委託業者の決定の公表等必要な場合は、提案書類等の内容が無償で利用できるものとします。

V. 参加申込受付及び募集要項等

上富田町ホームページに募集要項及び仕様書を記載しています。参加を希望される場合は、メール又はFAXにより下記期間までに参加申込を行ってください。

<https://www.town.kamitonda.lg.jp>

申込期間 令和8年9月25日（金）から10月9日（金）の午後5時まで
期間内の午前9時から午後5時まで受付（土・日は除く）

連絡先 上富田町教育委員会事務局 学校給食センター

電話番号 0739 - 33 - 9490 FAX番号 0739 - 33 - 9495

メールアドレス kyusyoku@town.kamitonda.lg.jp

VI. 質問事項の受付等

本募集要項・仕様書の内容に関する質問を、下記のとおり受付します。

（１）受付期間 令和8年9月25日（金）から10月9日（金）まで
期間内の午前9時から午後5時まで受付（土・日は除く）

（２）受付方法 別紙、質問書（様式5）に内容を簡潔にまとめて記載し、メール又はFAX、持参により提出すること。

なお、FAXにより提出する場合は、事前にその旨の電話連絡をすること。

（３）回答方法 質問事項を取りまとめたうえで、参加申込み全社に10月15日（木）までに回答します。

VII. 提案書類の受付

提案事業者は、次の要件により提出する。

（１）受付期間

令和8年10月16日（金）から10月27日（火）まで
午前9時から午後5時まで（土・日は除く）

（２）受付場所

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来3871-16 上富田町学校給食センター

（３）提出書類

上記Ⅳ、による提出書類を一式として8部（原本1部、副本7部）提出ください。

（４）提出方法

上記提出書類を、郵送（書留郵便または簡易書留郵便にて必着）もしくは直接持参すること。

VIII. プロポーザルヒアリングの日程

(1) 日 時 令和8年11月10日(火) 午後

(2) 場 所 上富田文化会館2階小ホール

＊開始時刻その他の詳細は別途通知します

IX. 事業者の決定

(1) 提出された提案書類及びプロポーザルヒアリングをもって業者決定を行います。

(2) 選定結果については、全参加者に文書をもって通知します。

X. その他

(1) 給食開始前の準備

委託業者は、自己の責任において、円滑に学校給食調理等の業務が遂行できるように体制を整えてください。

(2) 選定の取消しについて

委託事業者が、次のいずれかに該当するに至った場合、選定を取消すことがあります。

①資金事情の悪化等により、業務の遂行が確実でないと認められるとき。

②著しく社会的信用を損なう行為等により、委託業者としてふさわしくないと認められるとき。